

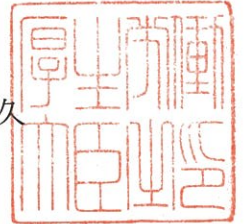
厚生労働省発基安 0724 第3号

平成 29 年 7 月 24 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。



## 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 社会保険労務士等の電子申請を使用した代理申請等における事業者等の電子署名等の省略

次に掲げる法律及びこれらに基づく命令の規定による申請書の提出等について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人が電子申請を使用して当該申請書の提出等を行おうとする者に代わって行う場合には、当該申請書の提出等を行おうとする者の電子署名及び電子証明書については、当該社会保険労務士又は社会保険労務士法人が当該申請書等の提出等を代行する契約を締結していることを証明する電磁的記録を当該申請書の提出等と併せて送信することをもって省略できるものとする。

- 1 労働安全衛生法
- 2 じん肺法
- 3 労働災害防止団体系
- 4 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法
- 5 作業環境測定法

第二 施行期日

この省令は、平成二十九年十二月一日から施行すること。